

人のうごき 11月16日～12月15日  
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	行政区
生まれた子 高橋 悟 高橋 至 高橋 愉介	誠	ゆかり	西町3丁目 西町3丁目 11区

ご結婚	新郎	新婦	行政区
長峰 史直 井田 浩平	新婦 小原 田上	めぐみ 千尋	南町1丁目 東町3丁目

おくやみ	歳	届出人	行政区
亡き人 由川 時子 稲沢 和之 市川 スミエ 古高 定一	82歳 58歳 97歳 85歳	由川 利幸 稲沢 春美 市川 清一 古高 笑子	26区 11区 8区 東倉沼

人口・世帯数	11月末日現在
人口	7,954人 (前月比+15人)
男	3,719人 (前月比+12人)
女	4,235人 (前月比+3人)
世帯数	3,483戸 (前月比+8戸)
出生	6人
死亡	4人
転入	34人
転出	21人

## 税務課から

お問い合わせは収納室☎(内線121、122)、課税室☎(内線123、124)

## 町税第4期の納期限は1月31日です

町税(町道民税、固定資産税)の第4期分納期限は1月31日(金)です。口座振り替えを利用している方は、ご指定の預貯金口座残高をあらかじめ確認して納入準備をしておきましょう。

町税は、町の根幹となる大切な自主財源です。税金の公平な負担と貴重な自主財源確保のため、納期限内の納付を忘れないようご協力をお願いします。

納付が遅れると督促状を送付し、延滞金が掛かる場合もあります。滞納が続くと財産調査や滞納処分(給料、銀行預金などの差し押さ

え、不動産、動産の公売など)を実施する場合もありますのでご留意願います。

納付相談は1月10日(金)午後8時まで実施します。納税猶予、分割納付のご相談にも応じます。事情によっては減免になる場合もあります。

▼延滞金の発生にご注意ください  
税(料)金を納期限後に納付すると、その納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて、一定割合で延滞金を徴収します。納期限内に納付した方との実質的な負担の公平と、納期内納付の促進を図るための措置です。

期限内に納付を済ますか、特別な事情があつて町税を納期限までに納付することが困難な場合は必ず納付相談をしてください。

▼口座振替をご利用ください  
納税に金融機関の口座振替をご利用ください。

利用いただくと、納付の手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。次の町指定の金融機関で取り扱っています(一部取り扱っていない支店もあります)。

- ▼東川町農業協同組合(指定金融機関)
- ▼北央信用組合
- ▼北海道銀行(指定代理金融機関)
- ▼北陸銀行
- ▼北洋銀行(収納代理金融機関)
- ▼道内各ゆうちょ銀行と郵便局

## 町税に係る延滞金等の利率が変わります

国税の延滞税等の見直しに合わせて、地方税の延滞金及び還付加算金の利率が次のとおり引き下がります(1月1日以後の期間に対応する延滞金等に適用)。

この改正は地方税法の一部を改正する法律に伴うものです(平成25年法律第3号、同3月30日公布)。

	改正後	現行
延滞金の利率	9.2 (特例基準割合+7.3)	14.6
納期限の翌日から1カ月を経過する日までの延滞金の利率	2.9 (特例基準割合+1.0)	4.3
還付加算金の利率	1.9 (特例基準割合)	4.3

※特例基準割合=国内銀行の貸し出し約定平均金利の年平均に1.0%を加算した割合。直近の貸し出し約定平均金利の年平均は0.9%のため、特例基準割合は1.9%となります(24年10月～25年9月期)

与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得除く)も申告が必要です

▼年の途中で退職した後、就職しなかった方  
給与所得の年末調整を受けていない場合(源泉徴収票に支払い金額と源泉徴収税額のみ記載されている場合)

▼所得が公的年金等に係る雑所得のみの方  
医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合

▼総合課税の配当所得や原稿料などがある方  
年間所得が一定額以下である場合(所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります)

▼退職所得がある方  
次のいずれかに該当する場合  
①退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる  
②退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収され、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている

▼予定納税をしている方  
確定申告の必要がない場合(住宅借入金等特別控除等の税額控除を受けて所得税額が発生しない方で、医療費控除や社会保険料控除

などを受けられる場合は、申告によって所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります(※1)

▼確定申告が不要の場合  
公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告の必要がなくなりました。(※1、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。)

※2、所得税の確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要ない場合があります

## 東川町職員(技術系、保健師)の募集

26年度採用の東川町職員(技術系、保健師)を募集します。応募希望の方は内容を確認のうえお申し込みください。

募集 1月6日(月)～同月20日(月)まで

採用数 各1人

年齢 技術系は満45歳まで、保健師は同40歳まで(いずれも26年4月1日現在)

資格 ①技術系 ○測量士または測量士補○土地改良換地士または地籍主任調査員(両項目の双方またはいずれか2種類以上の資格が必要) ②保健師 保健師の資格を有し実務経験3年以上の者

採用日 26年4月1日

勤務条件 東川町職員の給与等に関する条例等の規定による

## 東川町職員(技術系、保健師)の募集

26年度採用の東川町職員(技術系、保健師)を募集します。応募希望の方は内容を確認のうえお申し込みください。

募集 1月6日(月)～同月20日(月)まで

採用数 各1人

年齢 技術系は満45歳まで、保健師は同40歳まで(いずれも26年4月1日現在)

資格 ①技術系 ○測量士または測量士補○土地改良換地士または地籍主任調査員(両項目の双方またはいずれか2種類以上の資格が必要) ②保健師 保健師の資格を有し実務経験3年以上の者

採用日 26年4月1日

勤務条件 東川町職員の給与等に関する条例等の規定による

## 償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

町内で事業を営み土地や家屋以外の事業用償却資産をお持ちの方は、所有状況を申告する必要があります。申告期限は1月31日(金)です。

償却資産を所有している個人、法人を対象に、償却資産申告書を送付していただきます。期限までに申告をお願いします。

新しく事業を始めた方などで申

## 償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

町内で事業を営み土地や家屋以外の事業用償却資産をお持ちの方は、所有状況を申告する必要があります。申告期限は1月31日(金)です。

償却資産を所有している個人、法人を対象に、償却資産申告書を送付していただきます。期限までに申告をお願いします。

新しく事業を始めた方などで申

## 企画総務課から

申告書が届かない場合はご連絡ください。インターネットを利用してご自宅や事業所のパソコンからも申告できます。詳しくは地方税電子化協議会のホームページを参照ください。

<http://www.etax.jp/>

## 東川町職員(技術系、保健師)の募集

26年度採用の東川町職員(技術系、保健師)を募集します。応募希望の方は内容を確認のうえお申し込みください。

募集 1月6日(月)～同月20日(月)まで

採用数 各1人

年齢 技術系は満45歳まで、保健師は同40歳まで(いずれも26年4月1日現在)

資格 ①技術系 ○測量士または測量士補○土地改良換地士または地籍主任調査員(両項目の双方またはいずれか2種類以上の資格が必要) ②保健師 保健師の資格を有し実務経験3年以上の者

採用日 26年4月1日

勤務条件 東川町職員の給与等に関する条例等の規定による

## 東川町職員(技術系、保健師)の募集

26年度採用の東川町職員(技術系、保健師)を募集します。応募希望の方は内容を確認のうえお申し込みください。

募集 1月6日(月)～同月20日(月)まで

採用数 各1人

年齢 技術系は満45歳まで、保健師は同40歳まで(いずれも26年4月1日現在)

資格 ①技術系 ○測量士または測量士補○土地改良換地士または地籍主任調査員(両項目の双方またはいずれか2種類以上の資格が必要) ②保健師 保健師の資格を有し実務経験3年以上の者

採用日 26年4月1日

勤務条件 東川町職員の給与等に関する条例等の規定による

## 東川町職員(技術系、保健師)の募集

26年度採用の東川町職員(技術系、保健師)を募集します。応募希望の方は内容を確認のうえお申し込みください。

募集 1月6日(月)～同月20日(月)まで

採用数 各1人

年齢 技術系は満45歳まで、保健師は同40歳まで(いずれも26年4月1日現在)

資格 ①技術系 ○測量士または測量士補○土地改良換地士または地籍主任調査員(両項目の双方またはいずれか2種類以上の資格が必要) ②保健師 保健師の資格を有し実務経験3年以上の者

採用日 26年4月1日

勤務条件 東川町職員の給与等に関する条例等の規定による

## 定住促進課から

お問い合わせは住民室☎(内線111)

## 新成人の皆さんへ20歳になったら国民年金

国民年金は国の公的年金制度です。毎月保険料を納めることで年を取って現役を引退した後の暮らし、病気やけがで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に年金で暮らしを支えることができますように、現役世代みんなで支え合うという考えに基づいて作った2階建ての年金制度の中で基礎となる仕組みです。

▼将来への大きな支え  
20歳から60歳までの人が加入して保険料を納めます。国が責任をもつて運営し、保険料を納入することで生涯に渡って年金の給付を保障します。

▼老後のためだけではありません  
障害基礎年金、遺族基礎年金もありません。障害基礎年金は、病気や事故で一級または二級程度の障

## 新成人の皆さんへ20歳になったら国民年金

国民年金は国の公的年金制度です。毎月保険料を納めることで年を取って現役を引退した後の暮らし、病気やけがで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に年金で暮らしを支えることができますように、現役世代みんなで支え合うという考えに基づいて作った2階建ての年金制度の中で基礎となる仕組みです。

▼将来への大きな支え  
20歳から60歳までの人が加入して保険料を納めます。国が責任をもつて運営し、保険料を納入することで生涯に渡って年金の給付を保障します。

▼老後のためだけではありません  
障害基礎年金、遺族基礎年金もありません。障害基礎年金は、病気や事故で一級または二級程度の障

## 新成人の皆さんへ20歳になったら国民年金

国民年金は国の公的年金制度です。毎月保険料を納めることで年を取って現役を引退した後の暮らし、病気やけがで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に年金で暮らしを支えることができますように、現役世代みんなで支え合うという考えに基づいて作った2階建ての年金制度の中で基礎となる仕組みです。

▼将来への大きな支え  
20歳から60歳までの人が加入して保険料を納めます。国が責任をもつて運営し、保険料を納入することで生涯に渡って年金の給付を保障します。

▼老後のためだけではありません  
障害基礎年金、遺族基礎年金もありません。障害基礎年金は、病気や事故で一級または二級程度の障

# 確定申告、納税は3月17日までに

■役場会場	■税務署対応の会場
<b>役場1階第1小会議室</b> (正面玄関すぐ左) ▶期間/1月27日(月)～3月17日(月) (土、日、祝日を除く) 午前8時半～午後5時15分 ▶役場税務課☎82-2111内線(123、124)	<b>旭川北洋ビル9階</b> (旭川市4条通9丁目) 税務署内に会場はありません ▶期間/2月3日(月)～3月17日(月) (土、日、祝日を除く) 午前9時～午後5時(午後4時まで受け付け) ▶旭川東税務署☎23-6291(自動音声案内)

- 期限間近になると会場が混雑し、長時間待つ場合があります。申告書はできるだけ自分で作成し、早めに提出してください。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、ご自宅で簡単に作成することができます。「e-Tax(電子申告)」を利用して提出する場合は、電子証明書の取得(要手数料)、ICカードリーダーライターの購入準備が必要です。  
(<http://www.nta.go.jp>)
- 確定申告書は郵送でも提出できます。申告書控えが必要な方は返信用封筒を同封してください。  
旭川東税務署(〒070-0026、旭川市東6条1丁目2番15号)

害が残った時に受け取れます。遺族基礎年金は、加入者が死亡した時、その加入者によって生計を維持されていた遺族(「子のある妻」「子」)が受け取ります。

▼保険料の猶予、免除  
学生納付特別制度は、学生を対象にしています。本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付を猶予する制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1

対象にしています。本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付を猶予する制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1